⑶　「取引日」には、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）第11条第１項の規定による報告をしようとする者に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号。以下「令」という。）第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。

⑷　「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。

⑸　「購入額」には、当該返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第４条で定める方法により算定した購入額（認定後報告者に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について令第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、令第５条で定める方法により算定した購入額）を記載する。

⑹　「最低額」には、当該購入額に100分の３を乗じて得た額（小数点以下切上げ）を記載する。

⑺　「交付日」には、当該返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。

⑻　「交付金額」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。

⑼　「計算方法」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。

⑽　「交付方法」には、当該返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。

２　認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況

⑴　個別の通知

認定実施予定返金措置計画に記載した周知の方法として、実施予定返金措置の対象となる者に個別の通知をした場合、表２に、当該周知の実施状況を記載する。

その際、以下のアからエまでに留意する。

ア　「氏名・名称等」には、個別の通知をした、実施予定返金措置の対象となる者の氏名又は名称、住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスその他の実施予定返金措置の対象となる者を識別した事項を記載する。

イ　「取引日」には、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（認定後報告者に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について令第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。

ウ　「通知日」には、実施予定返金措置の対象となった者に通知した日を記載する。

エ　「周知事項」には、個別の通知によって周知した事項を記載する。

⑵　個別の通知以外の方法による周知

認定実施予定返金措置計画に記載した周知の方法として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は事業者のウェブサイトへ掲載する方法その他個別の通知以外の方法による周知をした場合は、２⑵に、その周知の方法、周知時期、周知期間及び周知事項を具体的に記載する。

３　法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法

表３に、法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、表３の「自己資金」には自ら保有する資金から出捐した金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れにより調達した額を、「その他」には出資等「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による調達した額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。

４　添付資料

①法第10条第１項の認定後に実施された返金措置を実施されたことを証する資料、②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する書類、③法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する書類を添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

⑴　①法第10条第１項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたことを証する資料

上記①の資料を添付するに当たっては、表４に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア　「番号」には、表１記載の認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表１記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料Ａ及び資料Ｂを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料Ａ及び資料Ｂを１つの行に記載する。）。

イ　「添付資料の標目」には、表１記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに１つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表１記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、１つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料Ａ及び資料Ｂを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料Ａ及び資料Ｂを１つの行に記載する。）。

ウ　「証する事実」には、表１記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

⑵　②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する書類

上記②の書類として、実施予定返金措置の対象となる者に対し、個別の通知をしたことを証する書類を添付するに当たっては、表２記載の当該実施予定返金措置の対象となる者に対応する番号順に当該書類を整理した上で添付する。また、表５－１に、当該書類が証する事実等を記載する。

個別の通知以外の方法による周知をしたことを証する書類を添付するに当たっては、表５－２に、当該書類が証する事実等を記載する。

⑶　③法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する書類

上記③の書類を添付するに当たっては、表６に、当該書類の証する事実等を記載する。

（その他一般的な注意事項）

１　代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。

２　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。

３　本報告書には頁番号を記載する。

４　本報告書は、認定実施予定返金措置計画（法第10条第６項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された実施期間の経過後１週間以内（当該実施期間の経過後１週間の最後の日が行政機関の休日に当たる場合にあっては、当該休日の翌日まで）に消費者庁長官に提出する。

５　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。